

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

長崎市消費者センターからの情報です。

配信日 平成22年12月14日

新手の「当選商法」に注意！ —海外宝くじに類似したダイレクトメール—

(相談事例)

海外から、「あなた宛てに、匿名の寄付者からあるものをお預かりしています」という手紙とともに、「鍵」が届いた。あるものとは、遺贈される無記名債券や宝飾品を保管している箱のことで「鍵」はこの箱を開くためのものだという。また、「支払い保証済み当選賞金10億円」とも書いてある。財産譲渡を受けるため、必ず添付の『財産譲渡受諾書』に住所、氏名、電話番号、クレジットカード情報などを記入し、返送して下さいとなっているが、信用できるか？

◆長崎市消費者センターからのアドバイス◆

- ・うまい話が見ず知らずの業者から届くことはありません。
- ・そもそも応募していないのに「当選した」という話はありません。
- ・クレジットカード番号は教えない。
多額の不正利用に使われる危険もあります。
- ・トラブル防止のため、高齢者に送られるDMには周囲も注意しましょう。
- ・いずれにしても、身に覚えがない不審なダイレクトメールは信用しないで無視するようにしましょう。

※海外宝くじや類似した事例の相談は随時あっています。ご注意ください。



★おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を
長崎県消費生活センター 095-824-0999
[相談受付時間] 平日(月曜日～金曜日)…午前9時～午後5時
(12時～13時を除く)

相談：市町の相談窓口や最寄りの警察署

長崎市消費者センター
(095-829-1234)
佐世保市消費生活センター
(0956-22-2591)
諫早市消費生活センター
(0957-22-3113)
大村市消費生活センター
(0957-52-9999)

五島市消費生活センター
(0959-72-6144)
雲仙市消費生活センター
(0957-38-7830)
島原市消費生活センター
(0957-62-9100)
他各市町相談窓口